

広島県告示第七百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年九月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年九月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

金屋壬生線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町川井字鳥声四五八番一地从 から 山県郡北広島町川井字千地丸六五三番四地 先まで			四・八〇〇 九・〇〇〇 一一・〇〇〇 六一・〇〇〇	一、七二五・ 〇〇〇 一、七二五・ 五〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、六七六・ 〇〇メートル